

オフロード法 地方ブロック 使用者向け説明会

Contents

オフロード法の概要

オフロード法における使用者に関する事項について

オフロード法の規制対象となる特定特殊自動車について

オフロード法の使用の制限及び特例について

建設機械の排出ガス対策の背景・必要性・これまでの取り組み

排出ガス対策型建設機械(第3次基準)指定制度について

オフロード法、排出ガス対策型建設機械指定制度の建設機械表示

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する支援措置

オフロード法の概要

オフロード特殊自動車の使用規制が始まります

平成18年10月より建設機械などの公道を走行しない特殊自動車（オフロード特殊自動車）に対して「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（以下「オフロード法」）による使用規制が開始されます。

< 使用規制開始後は以下のように御願いたします >

- 平成18年10月以降に製作されている建設機械等については基準適合表示等（P5参照）の貼ってあるものなど法律で認められたものを使用して下さい。
- 抑制指針^(注)に定める適切な燃料の使用、適切な点検整備等を行って下さい。
(注) オフロード法第28条に規定する主務大臣が定める指針のこと。排出ガスの排出の抑制を図るために燃料の種類等が定められる。
- 国の職員が立入検査等を行うこともあります。その際にご協力をお願いします。

特殊自動車：建設現場又は路上等で専ら作業を行うことを主目的として製作された「作業用自動車」です。エンジンにより走行できる建設機械のほとんどが規制の対象となります。

【特殊自動車の例】



バックホウ
(クローラ型)



ブルドーザ

オフロード法の枠組みについて

オフロード法による排出ガス規制は、製作メーカー（エンジン・車両）、使用者がそれぞれの役割分担に基づき責務を果たすことによって担保されます。

	担うべき役割	法の枠組みの概要
エンジンメーカー	<ul style="list-style-type: none"> ・基準適合エンジンの技術開発 ・製作・販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・型式指定特定原動機の供給
車体メーカー	<ul style="list-style-type: none"> ・基準適合エンジンを搭載した建設機械の製作・販売・普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・型式指定特定原動機を搭載した車両の供給 ・車両(新車)に基準適合表示を貼付
使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・基準適合機械の使用 ・点検整備の実施により適正な排出ガス性能の維持 ・適正燃料の使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準適合表示を貼付した車両の使用 平成18年10月以降の買換時に、基準適合表示を貼付した車両を購入 <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center; color: red; font-weight: bold;"> <p>現在使用中のものは規制対象外</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・抑制指針の遵守 (適正燃料の使用、点検整備の実施等)
国等	<ul style="list-style-type: none"> ・基準適合機械の使用促進策 ・基準適合機械に係る監督 	<ul style="list-style-type: none"> ・税制の特例措置、融資制度 ・技術基準の策定 ・報告徴収、立入検査 等

平成18年10月以降に製作・販売される建設機械について

平成18年10月以降に製作・販売される排出ガス規制の対象となる建設機械については、ほとんどの建設機械に次のいずれかの表示が貼られます。使用者の方は、平成18年10月以降の買換時にはこれらの表示があるものを選択して下さい。

基準適合表示



少数特例表示



確認証

表示の代わりに個々に
確認証が交付されます。

法律に基づく技術基準を満たすものとして、型式届出された車両に表示されます。

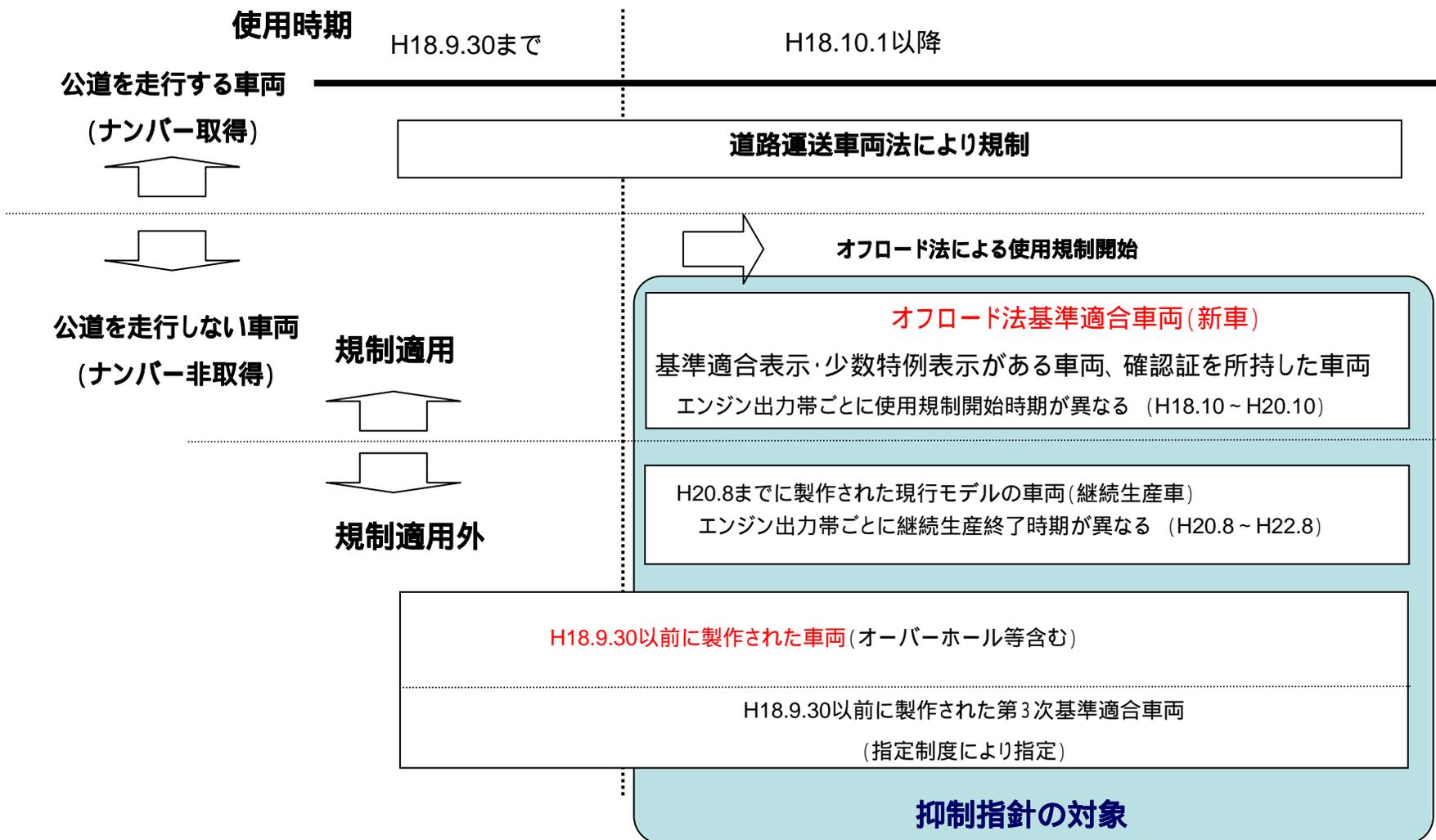
一定台数(30台/年かつ承認後の総生産台数100台)以下の製作・輸入をするものとして国が承認した車両に表示されます。少数しか生産されないことから、通常の技術基準より緩和されています。

使用者が製作等した建設機械などの場合で、個別に検査を受け、技術基準に適合していることが確認されたもの(個別検査)

()モデルチェンジまでの経過措置として現行モデルの製作が認められているものについては表示がない建設機械であっても使用可能です(P19参照)。

オフロード法施行に伴い現場で使用される車両について

オフロード法施行後は、現場において、オフロード法基準適合車両（新車）が使用されます。なお、H18.9.30以前に製作された車両についても引き続き使用することが可能です。



オフロード法における使用者に関する事項について

建設機械の排出ガスの排出の抑制を図るために

建設機械については、使用状態（燃料、点検整備の状況等）によって、排出ガス性能が大きく低下することから適正燃料の使用、点検整備の励行等をお願いいたします。

適正燃料の使用

軽油を燃料とする建設機械は、燃料として軽油を使用することを前提に、排出ガス規制に適合するよう設計されています。軽油以外の燃料を使用すると技術基準を満たせず環境に悪影響を及ぼします。また建設機械自体の性能・耐久性も低下させ、結果として貴重な資源の無駄遣いをする事になってしまいます。

適正燃料の使用



点検整備の励行

点検整備を行うことにより性能・機能が十分発揮され、人体・自然に有害なスス(PM)や窒素酸化物(NO_x)の排出を抑制することができます。また、故障の早期発見にもなりますので作業の安全や修理経費の削減にもつながります。

点検・整備



建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針(案)

オフロード法第28条に基づき、建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るために、適正な燃料の使用や点検・整備の方法など特定特殊自動車を使用する者が排出ガスを抑制するために講ずべき措置を規定した指針(以下「抑制指針」)が定められます。

< 建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針(案)の概要については、以下の内容でパブリックコメントを実施しました。 >

この指針は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第二十八条第一項の規定に基づき、建設業法第二条第二項に規定する建設業を営む者で特定特殊自動車を使用する者(以下、「使用する者」という。)が特定特殊自動車(施行前製作車等を含む)の排出ガスの排出の抑制を図るために取り組むべき措置に関し定めるものです。

本指針においては、使用する者が特定特殊自動車排出ガスの抑制を図るため実施する事項として、以下を定める予定です。

1. 軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入し、使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油)を選択することを規定する予定です。
2. 点検整備の実施について、特定特殊自動車の本来の排出ガス性能を維持するように努めていただくため、次の内容を規定する予定です。
 - 一 定期検査
検査時期
・ 1年以内ごとに1回、定期に、別表の事項について検査を行うこと。(「労働安全衛生法の定期自主検査において実施されている事項については、改めて検査を実施する必要はない」等の、定期検査を必要としない要件を明記。)
検査の実施者
・ 定期検査は、次のいずれかに該当する者が実施すること。
 - ア)労働安全衛生法第四十五条第二項で定める資格を有する労働者
 - イ)労働安全衛生法第四十五条第二項に規定する検査業者
 - ウ)自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号)の規定による一級、二級又は三級の自動車整備士技能検定に合格した者
 - エ)建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定に合格した者

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針(案)

検査結果の記録・保存

- ・ 定期検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを3年間保存すること。
 - ア)検査年月日
 - イ)検査方法
 - ウ)検査箇所
 - エ)検査結果
 - オ)検査を実施した者の氏名
 - カ)検査結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

二 日常点検

- ・ 使用時の状態から判断した時期に、別表の事項について点検を行うこと。

三 定期検査に関する教育・講習の励行

- ・ 定期検査を実施する者に対し、定期検査に関する教育・講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めること。

3. 次のような措置の中から、個々の事業活動の規模、地域等に応じ、適切に措置を選択して実施するよう努めることを規定する予定です。

- 一 以下のような事項につきマニュアルの作成、従業員の教育等を通じ、実施の徹底を図る。
 - 急発進・急加速・急操作の排除に努める。
 - 不要な空ぶかしを行わない。
 - 停止の際はアイドリング・ストップを励行する。 等
- 二 特定特殊自動車の選択・導入に際しては、次のような措置により排出ガスの排出量の抑制に努める。
 - 排出ガスの排出量がより少ない特定特殊自動車を選択する。
 - 燃料消費率の良い特定特殊自動車を選択する。
 - 省エネルギー機構(アイドリング制御機能、省エネモード機能)付きの特定特殊自動車を選択する。
 - 作業規模・現場条件に適した作業効率の良い出力の機種を選択する。 等

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針(案)

(別表)

検査項目	検査方法	年次点検	日常点検	
本体	始動性	エンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。	○	○
		予熱栓がある場合は、作動の適否を調べる。	○	
	回転の状態	アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数を調べる。	○	○
		エンジンを加速したとき、アクセルペダル又はレバーの引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングの有無を調べる。	○	○
	排気の状態	エンジンを十分に暖機した状態で、アイドリング時から高速回転時までの排気色及び排気音の異常の有無を調べる。	○	
		<ul style="list-style-type: none"> エグゾースト・パイプ及びマフラの取付部、接続部に緩みがないかを手で揺るなどして点検する。 エンジンを始動し、接続部などより排気ガスが漏れていないかを点検する。 	○	
	特定原動機（一酸化炭素等発散防止装置）	<ul style="list-style-type: none"> 触媒などの排出ガス減少装置本体の取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 触媒本体に損傷がないかを目視などにより点検する。（遮熱板に変形や損傷がなければ、この点検を省略できる。） 排気温度警告装置の配線の取付けに異状がないかを目視などにより点検する。 排出ガス減少装置のホース及びパイプに損傷、外れなどがないかを目視などにより点検する。 	○	
	エアクリナー	ケースのき裂、変形及びふた部、接続管等の緩みの有無を調べる。	○	
		エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。	○	
		油量及び油の汚れの有無を調べる。〔オイルバス式〕	○	
	締付け	シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付け部のボルト及びナットの緩みの有無を調べる。ただし、これらの部分からガス漏れ又は水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。	○	
	弁すき間	弁すき間を調べる。ただし、弁すき間の異常による異音がなく、エンジンが円滑に回転している場合は、この検査を省略してもよい。	○	
圧縮圧力	圧縮圧力を調べる。ただし、アイドリング時及び加速時の回転状態並びに排気の状態に異常がない場合は、この検査を省略してもよい。	○		
過給機	アイドリング時から高速回転時までの異常振動及び異音の有無を調べる。	○		
	本体及び吸排気管接続部等からのガス漏れの有無を調べる。	○		
エンジンマウント	ブラケットのき裂及び変形の有無を調べる。	○		

		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	○	
		防振ゴムの損傷及び劣化の有無を調べる。	○	
潤滑装置		オイルパン内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	○	○
		ヘッドカバー、オイルパン、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。	○	
燃料装置		エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。	○	
		燃料タンク、噴射ポンプ、ホース、パイプ等からの燃料漏れの有無を調べる。	○	
		燃料ホースの損傷及び老化の有無を調べる。	○	
		燃料フィルターエレメントの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。ただし、カートリッジ式の場合は、この検査を省略してもよい。	○	
冷却装置		噴射ノズルの噴射圧力及び噴霧状態の異常の有無を調べる。ただし、アイドリング時及び加速時の回転状態並びに排気の状態に異常がない場合は、この検査を省略してもよい。	○	
		冷却水の量及び汚れの有無を調べる。	○	○
		ラジエーター、エンジン本体、ウォーターポンプ、ホース等からの水漏れの有無及びラジエーターのフィンの目詰まりの有無を調べる。	○	
		ホースの損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。	○	
		ラジエーターキャップのバルブ機能の適否を調べる。	○	
		ラジエーターキャップのバルブシート面の損傷の有無を調べる。	○	
		ファンベルトのたわみを調べる。	○	
電気装置	充電装置	ベルトの摩耗及び損傷の有無を調べる。	○	
		冷却ファン、カバー、ダクト等のき裂、損傷及び変形の有無を調べる。	○	
	バッテリー	冷却ファン、カバー等の各取付けボルト及びナットの緩みの有無を調べる。	○	
		電流計及び充電表示灯によって機能の適否を調べる。	○	
配線	電解液の量を調べる。	○		
	端子部の緩み及び腐食の有無を調べる。	○		
		接続部の緩みの有無を調べる。	○	
		損傷の有無を調べる。	○	

オフロード法による排出ガス対策の実効性の担保

オフロード法では、特定特殊自動車の使用者に対して、当該特定特殊自動車を技術基準に適合した状態で使用することを義務付けています。

義務の履行を担保するために、国が報告徴収・立入検査を行うことができます。その結果、使用者の責任により技術基準に適合しない状態になったと認められるときには、国が使用者に対して整備命令を行うことができます。なお、技術基準に適合しない原因が製作者にある場合には、製作者に対する行政処分を実施することができます。

また、特定特殊自動車は、使用状態（燃料、点検整備の状況等）によっては、排出ガスの性状が悪化することから、国が排出ガス抑制指針を定め、使用する者に対する指導・助言を行うことができます。

< 使用者に関する事項 >

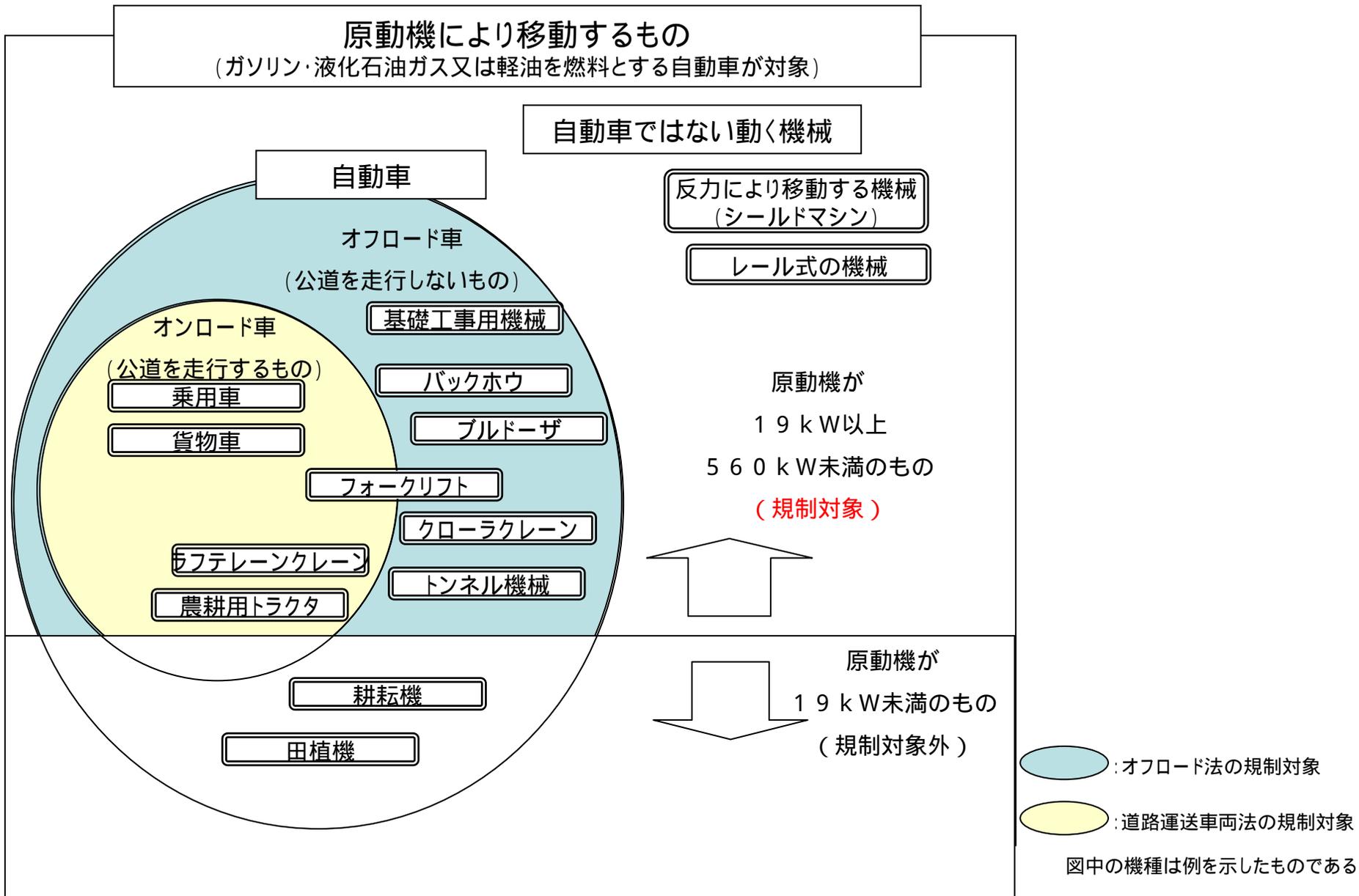
- 使用者への**報告徴収**、使用者の事業場等への**立入検査**【法第29条】
必要に応じて、原動機・車体メーカーへの報告徴収、立入検査も実施
- 技術基準不適合の使用者に対する**整備命令**を実施【法第18条】
現在使用中のものは規制(整備命令)の対象外
- 排出ガス**抑制指針**を策定し、指針に基づく**指導・助言**を実施【法第28条】

< 原動機、車体メーカーに関する事項 >

- 原動機・車体メーカーへの**報告徴収**、**立入検査**
- **表示の禁止・取り消し**、**改善命令**等の実施

オフロード法の規制対象となる特定特殊自動車について

オフロード法における規制対象機械について



オフロード法における規制対象自動車一覧

1. 道路運送車両法の大型特殊自動車、小型特殊自動車に該当する自動車【法第2条第1項】

ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォークリフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、林内作業車、原野作業車、ホイール・キャリア、草刈作業車、農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機

2. 建設機械抵当法の建設機械に該当する自動車(上記以外)【法第2条第2項】

連続式バケット掘削機、くい打ち機及びくい抜き機、ペーパードレンマシン、大口径掘削機、アースオーガー、地下連続壁施工用機械、ジブクレーン、タワークレーン、ボーリングマシン、ドリルジャンボ、クロールドリル、トンネル掘進機、アグリゲートスプレッダー、フィーダー、クラッシャー、選別機、アスファルトフィニッシャー、コンクリートフィニッシャー、コンクリートスプレッダー、コンクリートペーパー

3. 上記の他、下記の要件に該当する自動車【告示第1条】

(専ら乗用の用に供する自動車及び道路運送車両法の規定により型式認証等を受けた自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。))は除く)

建設作業用重ダンプトラック

車体に備えた原動機等の動力を用いて作業装置を作動させることができる構造であって、構造装置が次のいずれかに該当していること。

イ カタピラを有するもの。

カ 前後の車台の間に、前後の車台がねじれることにより回転する軸を有するもの。

なお、下記の機械等は、オフロード法による規制対象外である。

レール式の機械、被牽引自動車、クランプクレーン、油圧式杭圧入引抜き機、反力により移動する機械(シールドマシン)、可搬式建設機械(発動発電機等)、ナンバープレートを取得していないトラック(注)(重ダンプトラックを除く)等

注) 当該トラックについては、道路運送車両法により更に厳しい排出ガス規制を受けていることから、オフロード法による規制対象外としている。

オフロード法の使用の制限及び特例について

オフロード法における使用規制開始時期について

エンジン出力帯ごとに使用規制の開始時期が異なります。

平成18年10月から使用規制開始となる建設機械はエンジン出力帯が130kW以上560kW未満(赤枠内)のものです。それ以外の建設機械については順次適用が開始されます。

使用規制開始及び継続生産時期

種別		製作日	H18	H19	H20	H21	H22	H23
軽油								
19kW以上 37kW未満	継続生産車	H20.8猶予期間終了						
	新規生産車	H19.10規制開始						
37kW以上 56kW未満	継続生産車	H21.8猶予期間終了						
	新規生産車	H20.10規制開始						
56kW以上 75kW未満	継続生産車	H22.8猶予期間終了						
	新規生産車	H20.10規制開始						
75kW以上 130kW未満	継続生産車	H20.8猶予期間終了						
	新規生産車	H19.10規制開始						
130kW以上 560kW未満	継続生産車	H20.8猶予期間終了						
	新規生産車	H18.10規制開始						
ガソリン・LPG								
19kW以上 560kW未満	継続生産車	H20.8猶予期間終了						
	新規生産車	H19.10規制開始						

旧モデルで製作される車両(継続生産車)には、モデルチェンジまでの期間を考慮し、使用規制開始後であっても約1~2年製作できるよう猶予期間があります
猶予期間終了後であっても、猶予期間中に製作された車両を継続して使用することは可能です。

使用の開始前に個別に検査を受ける場合について

以下の特定特殊自動車を使用する場合には、使用者が使用の開始前に個別に主務大臣の検査（1品もの検査）を受け、技術基準に適合することの確認を受ける必要があります【法第17条】。

主務大臣の確認が必要な場合

・使用者が自ら特定特殊自動車を製作し使用する場合

（型式届出特定特殊自動車に、使用者が排出ガス性能に影響を与える改造をして使用する場合を含む）

・型式届出特定特殊自動車に、オーバーホールなどの際に購入時に搭載していたエンジンと別型式のエンジンを積み替える場合

本検査については、登録特定特殊自動車検査機関が技術基準適合性に関する検査（黒煙の測定等）を行います【法第26条】。

なお、現在^(注)登録されている登録特定特殊自動車検査機関は以下の2機関です。（注）H18.8時点

（社）日本建設機械化協会

（財）日本自動車輸送技術協会

また、主務大臣が技術基準への適合性を確認したときは、申請者に確認証が交付されます。**使用者は、確認証を所持して下さい。**

<参考> 主務大臣の確認が不要な場合

・型式特定特殊自動車を整備する際など、下記事項を行う場合は主務大臣の確認は不要です。

同一型式の別のエンジンに積み替えを行う場合

型式指定特定原動機に対してオーバーホール（分解修理）を行う場合

オフロード法の排出ガス規制の適用除外である車両について

使用規制開始後は、基本的に基準適合表示又は少数特例表示の付された車両の使用が義務づけられています。なお、**使用開始前に製作された建設機械**などについては、基準適合表示等がなくても使用することが可能です。**排出ガス規制の適用除外**となります。

基準適合表示等がなくても使用できる特定特殊自動車について(排出ガス規制の適用除外)

- **使用規制開始前**(例:軽油を燃料とした130kW以上560kW未満であればH18.10.1以前) **に製作された車両 (現在使用している車両含む)**
規制開始前に製作されたことを示す証明書等^(注)を**所有者が所持**してください。所持していない場合、規制開始前に製作された車両であることを証明できない場合があります。
(注)販売契約書、賃貸借契約書、保険契約書等
- **旧モデルで製作される車両(継続生産車)**
(モデルチェンジまでの期間を考慮し、使用規制開始後であっても旧モデルの車両が約1~2年製作されます。なお、猶予期間終了後であっても、猶予期間中に製作された車両を継続して使用することは可能です。)
- **継続生産車の猶予期間終了日**(例:軽油を燃料とした130kW以上560kW未満であればH20.8.31) **までに製作された輸入車**
継続生産車の猶予期間終了日までに製作されたことを示す証明書等^(注)を**所有者が所持**してください。所持していない場合、継続生産車の猶予期間終了日までに製作された車両であることを証明できない場合があります。
(注)製作日証明書、自動車通関証明書等

建設機械の排出ガス対策の背景・必要性・これまでの取り組み

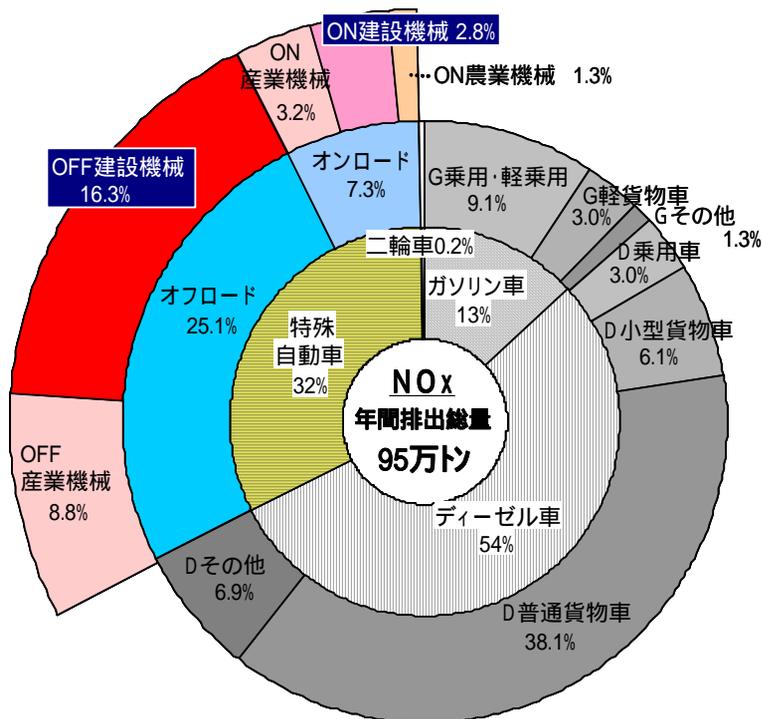
大気環境の現状

窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）は、大気汚染の原因物質として大きな社会問題となっており、呼吸困難や気管支炎等の健康に与える影響が懸念されています。これらの大気汚染物質の発生に関して、建設機械からの排出ガスが大きな割合を占めています。

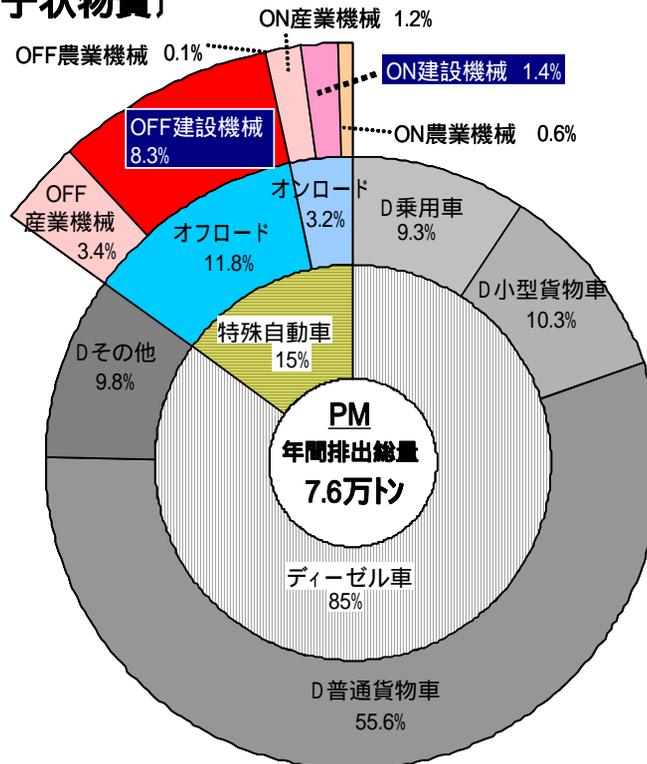
〔オフロード建設機械起因の排出ガス（平成12年）〕

（参考）自動車台数の合計約7,900万台の内、オンロード特殊自動車約390万台（約4.9%）、オフロード特殊自動車約130万台（約1.7%）

〔窒素酸化物〕



〔粒子状物質〕



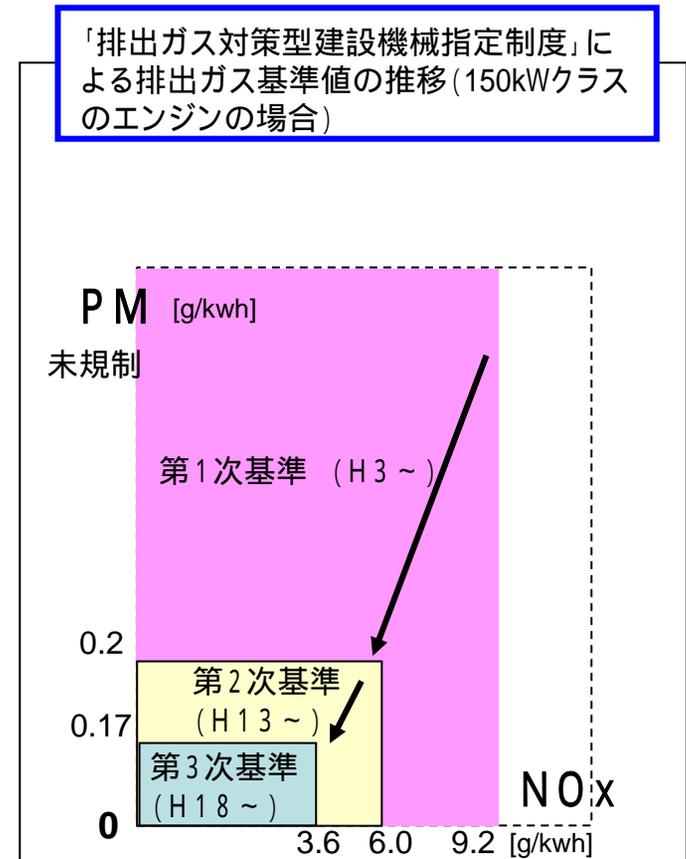
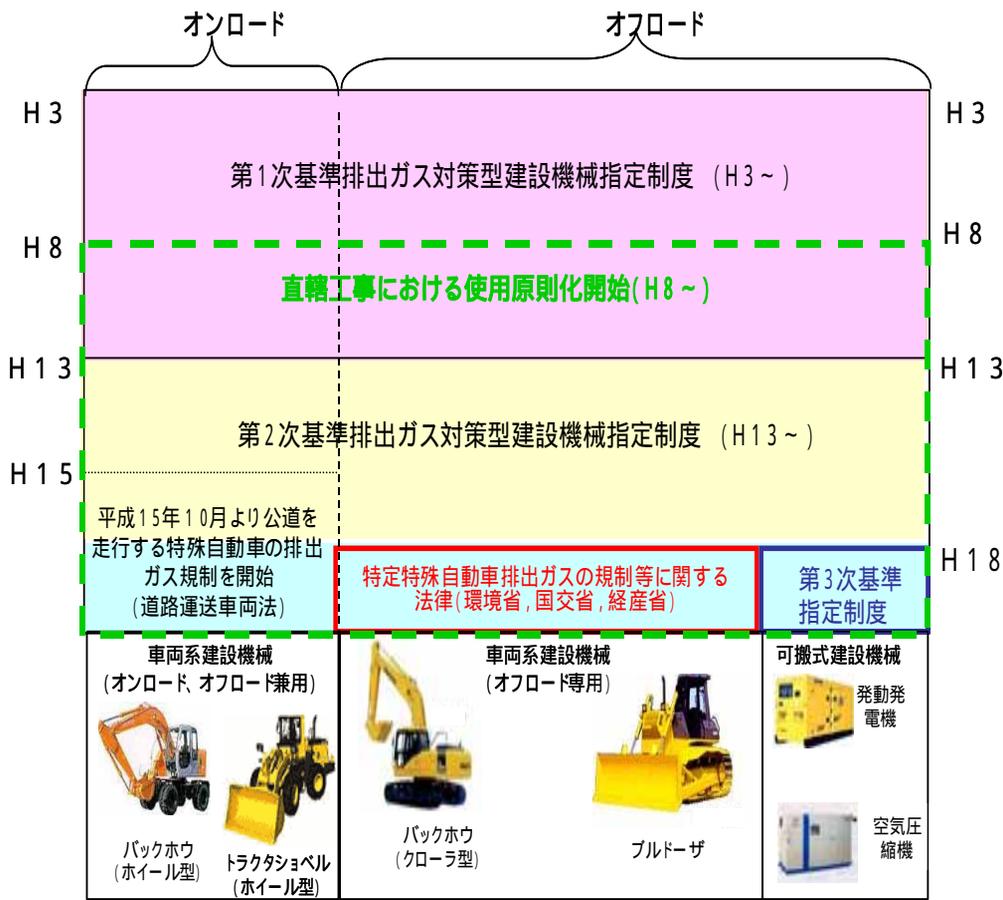
高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われている。

大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。

建設機械に対する排出ガス対策の取組み(1)

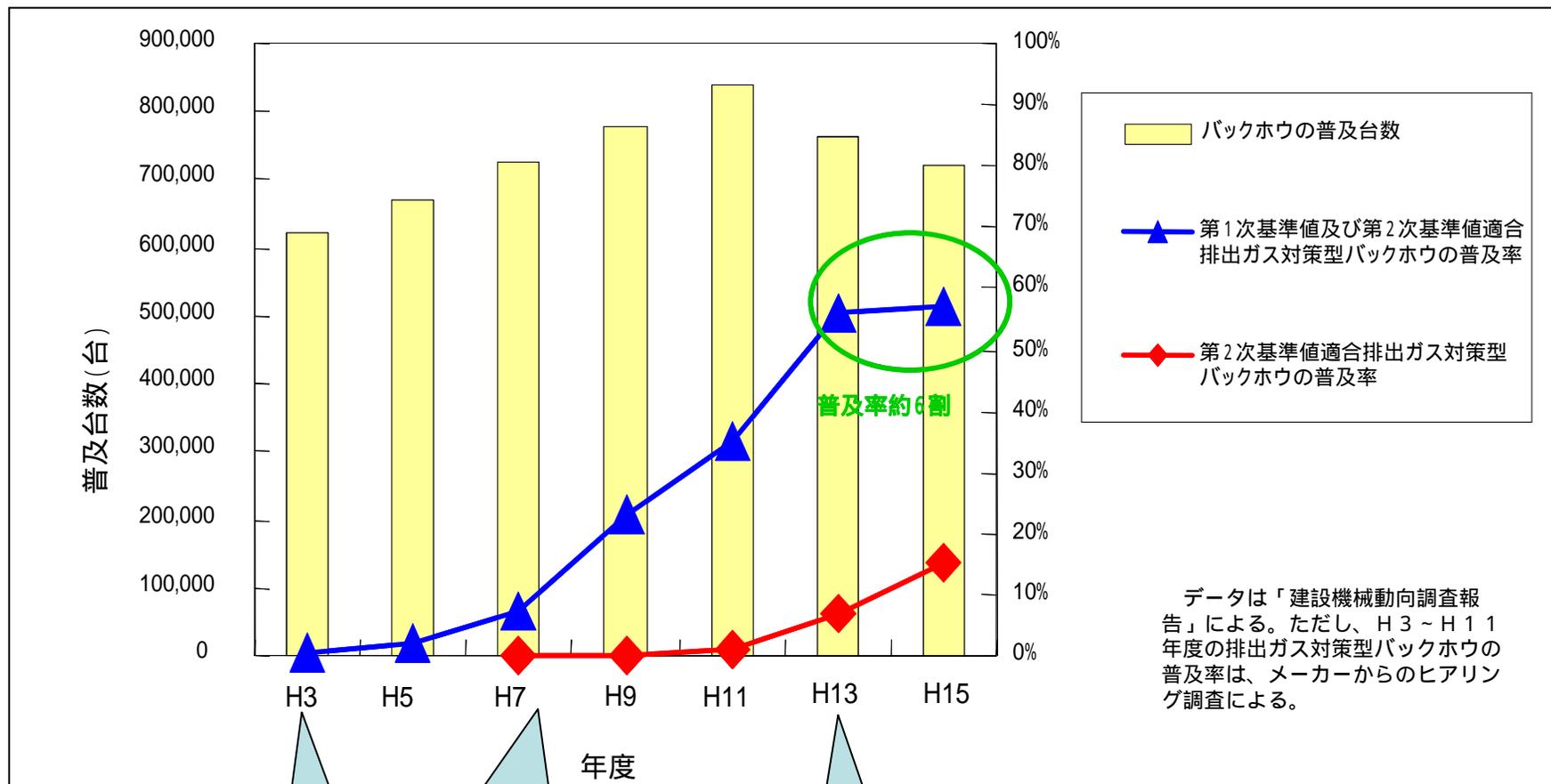
国土交通省では、平成3年度より排出ガス基準値を満たした建設機械を「排出ガス対策型建設機械」として指定する制度の実施（更に第2次基準値、第3次基準値の設定）及び、国土交通省が発注する工事における使用原則化を平成8年度より行ってきました（第1次基準値以上であれば使用可能）。

これまでの取組を通じて、排出ガス対策型建設機械の普及率が約6割（バックホウの場合）に達しています。



建設機械に対する排出ガス対策の取組み(2)

バックホウの普及台数と排出ガス対策型建設機械の普及の推移



データは「建設機械動向調査報告」による。ただし、H3～H11年度の排出ガス対策型バックホウの普及率は、メーカーからのヒアリング調査による。

第1次基準値による指定を開始

第1次基準適合排出ガス対策型建設機械の使用原則化を開始

第2次基準値による指定を開始

排出ガス対策型建設機械(第3次基準)指定制度について

排出ガス対策型建設機械(第3次基準)指定制度

大気環境改善のためには、オフロード法排出ガス規制の対象外となる機種についても排出ガス対策を行うことが必要です。国土交通省では、オフロード法排出ガス規制の対象外となる**可搬式建設機械(発動発電機等)**や**小型建設機械(エンジン出力が19kW未満)**等についても引き続き「排出ガス対策型建設機械指定制度」で指定していくとともに、直轄工事での使用原則化や低利の融資制度などにより、環境にやさしい建設機械の普及を図っていきます。

エンジン出力帯	車両系建設機械	可搬式建設機械
8 ~ 19 kW	小型ローラ 小型バックホウ 等	
19 kW ~ 560 kW	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>道路運送車両法による排出ガス規制の対象 (オンロード、オフロード兼用)</p>  <p>バックホウ(ホイール型)</p>  <p>トラクタショベル(ホイール型)</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>オフロード法による排出ガス規制の対象 (オフロード専用)</p>  <p>バックホウ(クローラ型)</p>  <p>ブルドーザ</p> </div> </div>	 <p>発動発電機</p>  <p>空気圧縮機</p>

 : 道路運送車両法及びオフロード法の規制対象機種

 : 指定制度で対象とする機種
(道路運送車両法及びオフロード法の指定及び届出がされた車両は対象外)

図示した機種はあくまでも該当機種の例を示したものである

オフロード法と指定制度との枠組みの比較

	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	国土交通省排出ガス対策型建設機械指定制度
開始時期	本法により新たに実施	平成3年より実施 (平成13年より2次基準値、平成18年より3次基準値による指定を実施)
対象機種	公道を走行しない自動車であって次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両法の特殊自動車 ・建設機械抵当法に規定する建設機械に該当する自動車 ・その他の構造が特殊な自動車 (政令等で制定) <p>(建設機械, 産業機械, 農業機械)</p>	建設機械 (可搬式発動発電機, 空気圧縮機も含む)
原動機	特定原動機の型式を指定	原動機の型式を指定
車体	車体の型式を届出	車体の型式を指定
使用者	技術基準に適合した特定特殊自動車の 使用を義務化 (現在使用中の特定特殊自動車は規制対象外)	直轄工事での指定建設機械(1次基準適合)の使用の原則化 を通じて、排出ガス対策型建設機械を広く普及 (全国の9割の都道府県等でも排出ガス対策型建設機械の使用原則化の施策が準用され、施策の効果が拡大)

オフロード法、排出ガス対策型建設機械指定制度の建設機械表示

オフロード法の技術基準を満たした建設機械に貼られる表示。

< 主な特徴 >

表示可能な車両：

平成18年4月以降新たに製作等された建設機械

手続き：

メーカーから国に届出後、表示を付すことが可能

要件：

オフロード法で定められた技術基準(表1, 2)を満たす

又は

道路運送車両法で定められた同等の技術基準を満たす



(表1：軽油を燃料とする特定原動機のディーゼル特定原動機8モード法による排出ガス基準値)

特定原動機の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	ディーゼル黒煙
定格出力が19kW以上37kW未満のもの	5.00 g/kWh	1.00 g/kWh	6.00 g/kWh	0.40 g/kWh	40%
定格出力が37kW以上56kW未満のもの	5.00 g/kWh	0.70 g/kWh	4.00 g/kWh	0.30 g/kWh	35%
定格出力が56kW以上75kW未満のもの	5.00 g/kWh	0.70 g/kWh	4.00 g/kWh	0.25 g/kWh	30%
定格出力が75kW以上130kW未満のもの	5.00 g/kWh	0.40 g/kWh	3.60 g/kWh	0.20 g/kWh	25%
定格出力が130kW以上560kW未満のもの	3.50 g/kWh	0.40 g/kWh	3.60 g/kWh	0.17 g/kWh	25%

(表2：軽油を燃料とする特定特殊自動車の無負荷急加速黒煙試験による黒煙基準値)

特定原動機の種別	ディーゼル黒煙
定格出力が19kW以上37kW未満のもの	40%
定格出力が37kW以上56kW未満のもの	35%
定格出力が56kW以上75kW未満のもの	30%
定格出力が75kW以上130kW未満のもの	25%
定格出力が130kW以上560kW未満のもの	25%

オフロード法 少数特例表示

年間の生産又は輸入台数が少量であるため、特例として承認されるとオフロード法の技術基準を満たしていない建設機械であっても、台数を限定して貼ることができる表示。

< 主な特徴 >

表示可能な車両:

平成18年4月以降新たに製作等された建設機械

手続き:

メーカーからの申請を国が承認後、表示を付すことが可能

要件:

年間の製作又は輸入台数が30台以下

規制適用日前に製作したものと同一のモデル(表1)

継続生産車の規制適用日前に輸入したものと同一のモデル

ル(表2)

海外の排出ガス基準に適合したものの(表3)



(表1: 軽油を燃料とする特定原動機のディーゼル特定原動機8モード法による排出ガス基準値)

(表2: 継続生産車の規制適用日前に輸入したものと同一のモデル)

(表3: 海外の排出ガス基準に適合したものの)

定格出力	規制適用日
19kW以上37kW未満	平成19年10月1日
37kW以上56kW未満	平成19年10月1日
56kW以上75kW未満	平成20年10月1日
75kW以上130kW未満	平成19年10月1日
130kW以上560kW未満	平成18年10月1日

定格出力	規制適用日
19kW以上37kW未満	平成20年9月1日
37kW以上75kW未満	平成21年9月1日
75kW以上130kW未満	平成22年9月1日
130kW以上560kW未満	平成20年9月1日

定格出力	基準
19kW以上37kW未満	Tier 2, Stage IIIA
37kW以上560kW未満	Tier 3, Stage IIIA

表示が無くても使用することができる建設機械

< 個別にオフロード法の排出ガス検査を受けた機種 >

対象車両:

平成18年10月以降に個別に製作又は輸入された建設機械

手続き:

ユーザーからの申請を主務大臣が検査、技術基準適合性を確認(黒煙検査等)後、確認証を交付

要件:

オフロード法で定められた技術基準(黒煙濃度)を満たす

< 継続生産車 >

対象車両:

オフロード法の技術基準が定められている建設機械

手続き:特になし

要件:

オフロード法使用規制(平成18年10月以降)開始前から継続して製作されている建設機械

< 排出ガス規制の対象外である建設機械 >

対象車両:

排出ガス規制を受けていない建設機械

手続き:特になし

要件:

・オフロード法技術基準が設定されていない(可搬式建設機械・小型建設機械等)

・オフロード法規制適用開始前に製作等されている

その他:道路運送車両法の排出ガス検査を受けた特殊自動車(ナンバープレート装着)が有り

第3次排出ガス対策型建設機械指定制度表示

第3次排出ガス対策型建設機械指定制度における「第3次排出ガス対策型建設機械」又は「トンネル工事に用排出ガス対策型建設機械」としての技術基準を満たした建設機械に貼られる表示。

< 排出ガス対策型建設機械 >

対象車両:

オフロード法又は道路運送車両法により 排出ガス規制を受けていない建設機械(発動発電機、小型バックホウ等)

手続き:

メーカーからの申請を国土交通省が指定後、表示を付すことが可能

要件:

第3次排出ガス対策型建設機械指定制度で定められた技術基準を満たす。法に基づく規制ではない。

< トンネル工事に用排出ガス対策型建設機械 >

対象車両:

第3次排出ガス対策型建設機械指定制度の指定を受けた、又は、オフロード法、道路運送車両法 平成18年規制の指定を受けた排出ガス対策型建設機械

手続き:

メーカーからの申請を国土交通省が指定後、表示を付すことが可能

要件:

- 第3次排出ガス対策型建設機械指定制度で定められた技術基準を満たす。
- 黒煙濃度を 1/5以下に低減する黒煙浄化装置を装着している。法に基づく規制ではない。



可搬式建設機械の表示



例: 発動発電機



車両系建設機械の表示



例: バックホウ



トンネル工事に用建設機械の表示

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する支援措置

「排出ガス対策型建設機械」に対する支援措置

オフロード法に基づく基準適合表示の付された建設機械等、排出ガス対策型建設機械の普及促進を進めていくことを目的として、税制の特例措置、日本政策投資銀行・中小企業金融公庫・国民生活金融公庫における融資制度が制度化されています。

【税制の特例措置】

	特定特殊自動車に係る固定資産税の特例	中小企業投資促進税制
対象者	償却資産課税台帳に所有者として登録されている者	青色申告書を提出する中小企業者
内容	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における基準適合表示の付されたものを取得した場合	機械及び装置(取得価額160万円以上、リースの場合210万円以上)を取得した場合
措置	新たに課税されることとなった年度から3年度分の固定資産税の課税標準を1/2に軽減	初年度取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除(7%の税額控除は資本金3千万円以下の法人のみ)
期間	平成19年9月30日まで (ただし、燃料が軽油のもので、原動機の定格出力が37kW以上75kW未満のものについては、平成20年9月30日まで)	平成20年3月31日まで

「排出ガス対策型建設機械」に対する支援措置

オフロード法に基づく基準適合表示の付された建設機械等、排出ガス対策型建設機械の普及促進を進めていくことを目的として、税制の特例措置、日本政策投資銀行・中小企業金融公庫・国民生活金融公庫における融資制度が制度化されています。

【融資制度】

	「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」における基準適合表示を付された特定特殊自動車	3次基準適合建設機械
日本政策投資銀行 (株式会社、組合、財団法人等、組織形態のもの) リース事業者は対象外	政策金利	-
中小企業金融公庫 (資本金3億円以下または従業員300人以下の中小企業者) リース・レンタル事業者は資本金5千万円以下又は従業員100人以下	特別利率 (担保特例制度 + 利子補給)	特別利率 (担保特例制度)
国民生活金融公庫 (資本金3億円以下または従業員300人以下の中小企業者) リース・レンタル事業者は資本金5千万円以下又は従業員100人以下	特別利率	特別利率

担保特例制度：特別貸付制度の融資対象者に適用されます。償還能力により担保の全てもしくは一部が免除されます。
 利子補給：担保特例制度を利用する場合には同制度に基づき加算する上乗せ利率から一定割合を控除するものです。
 なお、利率等の詳細については各金融機関にお問い合わせ下さい。